

別紙

温室効果ガス排出削減計画

氏名	(法人にあっては名称) 笠岡市		住所	(法人にあっては主たる事業所の所在地) 〒714-0088 岡山県笠岡市中央町1番地1	
本票作成	部署名：市民生活部 環境課				
主たる業種	分類コード	98	業種名：地方公務		
事業の概要	一般行政部門職員数：296人				
県内の主な工場等	番号	工場等の名称		所在地	
	①	笠岡終末処理場		岡山県笠岡市十一番町19-2	
	②	寺間排水機場		岡山県笠岡市カブト西町117	
	③	本庁舎		岡山県笠岡市中央町1番地1	
	④	笠岡雨水ポンプ場		岡山県笠岡市十一番町19-2	
	⑤	ゆきの浜処理場		岡山県笠岡市真鍋島4730-7	
⑥	入江排水機場		岡山県笠岡市西大島新田31-8		
特定事業者の該当要件	<input type="checkbox"/> ①燃料等原油換算1,500kℓ以上 <input type="checkbox"/> ②バス・トラック100台、タクシー250台以上 <input type="checkbox"/> ③CO ₂ 換算3,000t以上 (●工場等の数 172 所 ●車両台数 (②該当の場合) 台)				

計画期間	平成 22 年度 ~ 平成 26 年度 (5 箇年度)								
削減目標	いずれかを選択	<input checked="" type="checkbox"/> 総排出量基準	目標削減率 2.5 %	目標区分	20%以上	20~15%	15~10%	10~5%	5%未満
		<input type="checkbox"/> 原単位基準							○
温室効果ガス排出量	基準年度 (平成 21 年度)			目標年度 (平成 26 年度)					
	4,083 t CO ₂			3,981 t CO ₂					
基準年度の主な工場等の排出量	番号	工場等の名称		基準年度 (平成 21 年度) の排出量					
	①	笠岡終末処理場		1,800 t CO ₂					
	②	寺間排水機場		490 t CO ₂					
	③	本庁舎		270 t CO ₂					
	④	笠岡雨水ポンプ場		80 t CO ₂					
	⑤	ゆきの浜処理場		60 t CO ₂					
⑥	入江排水機場		47 t CO ₂						

※ 「計画期間」欄には、5箇年度以内で特定事業者が定める期間を記入する。

(原単位基準の削減目標を選択した場合に記入)	温室効果ガスの排出量と密接な関係をもつ値の内容	原単位当たり排出量	
		基準年度	目標年度
		CO ₂ / ()	CO ₂ / ()

(該当事業者のみ記入)

ベンチマーク	対象事業の名称	ベンチマーク指標	関連数値 (平成 21 年度)	達成率 (%)
指標の状況				

【目標削減率設定の基本的な考え方】

笠岡市は、地球温暖化対策実行計画を策定しており、平成11年度を基準年とし平成24年度に8%削減する計画としている。本計画に基づき年に0.5%の削減目標に設定している。

【目標削減率達成のための推進体制】

副市長を筆頭とした庁内の体制を整え、関係各課で温室効果ガスの削減に取り組む。

【排出量削減のためのこれまでの主な取組】

工場等の名称	取組内容
笠岡市役所	<ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房温度の適正化を図ると共に、空調設備の計画的な整備、運転管理。 ・不必要な照明の消灯を徹底する。 ・アイドリングストップ運動の推進。 ・低排出ガス車又はハイブリット車の購入促進。 ・庁舎等への太陽光発電設備の導入可能性について調査・検討。 ・公共施設の修繕又は更新時期にあわせ省エネルギー対策が図れる機器を導入する。 ・BDF燃料の公用車への導入。

【計画期間中に目標削減率を達成するために実施する措置】

工場等の名称	措置内容
笠岡市役所	<ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房温度の適正化を図ると共に、空調設備の計画的な整備、運転管理。 ・不必要な照明の消灯を徹底する。 ・アイドリングストップ運動の推進。 ・低排出ガス車又はハイブリット車の購入促進。 ・庁舎等への太陽光発電設備の導入可能性について調査・検討。 ・公共施設の修繕又は更新時期にあわせ省エネルギー対策が図れる機器を導入する。 ・BDF燃料の公用車への導入。

【森林保全等吸収源対策への取組計画】

県内での取組	無	
その他	無	

【再生可能エネルギーの導入計画】

県内での取組	有	・BDF燃料の公用車への導入
その他	無	

【その他特記事項】

計画変更に係る根拠は、省エネルギー庁の出している、平成20年度省エネ法改正にかかるQ&AのQ1-25「介護サービスを行う事業所や施設はエネルギー使用量の算入の対象になりますか」に対しての回答に、「通所系の事業所については算入対象となるが、有料老人ホーム・認知症高齢者グループホームといった施設は、専ら入所(居)者の生活のためにエネルギーを使用していることから、対象外となります。」とあり、笠岡市では恵風荘及び地域福祉課所管の炉端の家の2施設がこの対象外に該当すると考えられることから、当初の計画ではこの2施設の数値を含んでいたためこれを除いた数値での提出(計画変更)となります。